

平成30年 10月 26日開催

医療審議会5事業等推進部会 会議録

## 医療審議会 5 事業等推進部会（平成 30 年 10 月 26 日開催）会議録

（兼子医務課課長補佐）

お待たせいたしました。ただ今から平成 30 年度 1 回目の「愛知県医療審議会 5 事業等推進部会」を開催させていただきます。

私は、本部会の進行をさせていただきます、健康福祉部保健医療局医務課の兼子と申しますが、部会長が選任されますまでの間、進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

最初に、健康福祉部保健医療局長からご挨拶を申し上げます。

（松本保健医療局長）

愛知県健康福祉部保健医療局長の松本でございます。

会議の開催に先立ち、一言ご挨拶を申し上げます。

本日はお忙しい中、愛知県医療審議会 5 事業等推進部会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、委員の皆様方におかれましては、日ごろから、それぞれのお立場から、医療の確保・提供、そして質の向上にご尽力いただき、この場をお借りして、厚くお礼申し上げます。

この部会では、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児医療及び在宅医療に関すること並びに保健医療従事者の確保に関することについて、皆様にご審議いただくこととなっております。

本年 8 月 1 日に委員改選がございましたが、任期満了となる 2020 年 7 月 31 日までの 2 年間にわたりまして、どうぞよろしくお願い申し上げます。

さて、本日の会議では、委員改選後の 1 回目の開催となりますので、議題に「部会長の選出について」を始め 3 件、報告事項に「総合周産期母子医療センターの指定について」を提出させていただいておりますので、ご意見を伺いたいと思います。

これら議題の詳細につきましては、後ほど事務局よりご説明いたしますが、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではございますが、開会の挨拶とさせていただきます。

いずれにいたしましても、今日ご出席の皆様の共通の願いというのは、県民の皆様の健康、安心、安全だと思っております。そうした共通の願いに向かって、共に考え、共に行動していきたいと考えておりますので、今後ともよろしくお願いいたしまして、開会の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしくお願い申し上げます。

(兼子医務課課長補佐)

続きまして、定足数の確認をいたします。

この部会の委員数は15名であり、定足数は過半数の8名でございます。

現在、11名のご出席をいただいておりますので、本日の会議が有効に成立していることをご報告申し上げます。

なお、本日の会議は、すべて公開となっておりますので、よろしくお願いたします。

また、本日は傍聴の方が3名いらっしゃいますので、よろしくお願いたします。

議題に入ります前に、資料の確認をお願いいたします。

資料は、事前に郵送させていただいておりますが、次第裏面の「配付資料一覧」のとおりです。

資料につきまして、不足等ございましたら、お申し出ください。

続きまして、委員の皆様のご紹介でございます。本日は、委員改選後、初の5事業等推進部会の開催となりますので、本来であればお一人お一人をご紹介し、ご挨拶をいただくところではございますが、時間の都合上、新たに委員に就任された方を事務局からご紹介いたします。

愛知医科大学医学部長 若槻明彦 委員

愛知県公立病院会会長 加藤岳人 委員

公益社団法人愛知県医師会副会長 城義政 委員

愛知県町村会 幸田町健康福祉部保険医療課長 成瀬千恵子 委員

愛知県市長会 尾張旭市健康福祉部長 森喜久子 委員

愛知県地域婦人団体連絡協議会書記 山田久子 委員

以上でございます。

なお、

藤田医科大学医学部長 岩田仲生 委員

名古屋大学医学部長 門松健治 委員

愛知県消防長会会長 木全誠一 委員

名古屋市立大学医学部長 道川誠 委員

につきましては、本日ご欠席との連絡を受けておりますことをご紹介させていただきます。

それでは、これから議事に入りたいと存じます。最初の議題は、「部会長の選出について」でございます。

部会長は、医療法施行令第5条の21第3項により、その部会に属する委員の互選により定めることとされております。

どなたかご推薦がおありでしょうか。

(鈴木委員)

城委員にお願いしたらいかがでしょうか。

(兼子医務課課長補佐)

ただいま、城委員を部会長にとのご推薦をいただきましたが、いかがでしょうか。

( 「異議なし」の声 )

(兼子医務課課長補佐)

ありがとうございます。それでは、委員の皆様の総意ということで、部会長は城委員にお願いしたいと思います。

それでは、城委員、部会長席にお移りいただきまして、以後の進行をお願いします。

(城部会長)

ただ今、皆様のご推挙により当部会の部会長に選出されました、城でございます。

皆様のご協力をいただきまして、会議の円滑な運営に努めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

では、議題に戻ります前に、愛知県医療審議会運営要領第4に基づき、議事録に署名していただく委員を2名指名することとなっております。

愛知医科大学医学部長 若槻明彦 委員と一般社団法人愛知県歯科医師会副会長 佐藤理之 委員にお願いしたいと思いますがお二人ともよろしいでしょうか。

( 若槻委員、佐藤委員 了承 )

(城部会長)

それでは、議題(2)に移りたいと思います。

議題(2)は「地域医療対策協議会について」です。事務局から説明をお願いします。

(岩本医務課地域医療支援室長補佐)

医務課地域医療支援室の岩本と申します。失礼して着座させていただきます。

医務課地域医療支援室から、医療法改正におきます地域医療対策協議会への対応について説明をさせていただきます。

資料1をご覧ください。今年7月に、医療法・医師法の改正がありましたが、この改正法は、いわゆる医師偏在是正法と呼ばれているところであります。そしてその医師偏在対策の一つとしまして、都道府県に設置が義務付けられています地域医療対策協議会の機能を強化して、医師の偏在解消の施策を強力に進めていけるようにするというものがあります。

この地域医療対策協議会の機能強化の内容としましては、医師確保施策に協力していただくこととなる、民間病院を含めた病院関係者などを協議会の構成員とし、それらの病院関係者と大学や医師会などの合意のもと、地域枠医師などの派遣や臨床研修の募集定員などを決定することで、医師の偏在解消のための施策に対し、より強く関わるというものです。そして、この地域医療対策協議会の機能強化への本県の対応についてであります。資料の2番目の白丸になります。まず、この地域医療対策協議会につきまして、現在、本県では、この医療審議会5事業等推進部会がその役割を兼ねているところであります。

これを、今回の改正により、従来、県の地域医療支援センターが行っている医師確保施策である、地域枠医師や臨床研修医募集定員、あるいは専門医制度などについて、協議していただいている地域医療支援センター運営委員会を、構成員などを見直した上で、改組し、平成31年度から改正後の地域医療対策協議会としての役割を果たしていくこととしたいと考えております。

これに伴い、5事業等推進部会については、地域医療対策協議会としての位置づけはなくなります。

つきましては、法改正に伴う、本部会の地域医療対策協議会としての機能の移管及び運営委員会改組による、新たな地域医療対策協議会の設置について、ご了承いただきますようお願いいたします。

また、医療審議会及び部会の参考資料としております「医療審議会の組織について」の変更案を次のページにつけさせていただきますので、ご参考としてください。

(城部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑等なし )

(城部会長)

地域医療対策協議会の位置づけについて、承認することとしてよろしいでしょうか。

( 「異議なし」の声 )

(城部会長)

ご異議ないようですので、承認することとします。

それでは、議題(3)に移りたいと思います。

議題(3)は知事から諮問のありました地域医療支援病院の承認について、「公立西知多総合病院」から承認申請がございます。事務局から説明をお願いします。

(高口医務課主幹)

議題 3 の地域医療支援病院の答申についてご説明をさせていただきます。失礼ですが、着座して説明させていただきます。資料につきましては、資料 2-1 から資料 2-5 になっております。

まず、資料の 2-1 をご覧ください。今回、公立西知多総合病院から地域医療支援病院への承認申請書が届きました。医療法第 4 条第 2 項の規定により、都道府県知事は承認するにあたっては、あらかじめ医療審議会の意見を聴かなければならないとされており諮問があったものでございます。別紙の記載のとおり、現地調査を行いまして、圏域保健医療福祉推進会議にかかっております。

続きまして、資料 2-2 をご覧ください。地域医療支援病院の配置状況でございます。現在承認されている病院は、白い丸印になっておりまして、全部で 24 病院あります。今回申請のありましたのが、中央付近の星印になっております。今回承認されますと、知多半島医療圏に地域医療支援病院は 2 病院となります。

次のページは承認状況の一覧でございます。本日は平成 30 年 10 月 1 日現在のものを提出させていただいておりますが、10 月 10 日より、8 番になります坂文種報徳會病院につきましては藤田医科大学坂文種病院に名称変更しております。

次に資料 2-3 の地域医療支援病院についてをご覧ください。制度の趣旨でございます。地域医療支援病院はかかりつけ医を支援し、地域医療の充実をはかることを目的とした制度でございます。本件における取り扱い方針につきましては、2 の地域医療支援病院の取扱方針のとおりでございます。

続きまして、2 ページの地域医療支援病院の承認の要件についてをご覧ください。

上段に記載しておりますとおり、紹介外来制の原則、救急医療の提供、地域の医療従事者の資質の向上など、6 つの要件が示されております。この要件につきましては、厚生労働省から都道府県宛通知より、承認にあたっての留意事項として要件ごとに考え方が示されております。要件のうち、具体的な数値が示されているのが下段に記載しております。紹介率、逆紹介率でございます。ここに示しました①から③の 3 つのいずれかを達成させることが条件となります。

なお、地域医療支援病院の承認要件について、具体的な詳細を示した表が資料 2-4 になります。この承認要件に基づきまして、公立西知多総合病院の審査を行っております。

それでは承認申請概要について説明させていただきます。

資料 2-5 をご覧ください。まず、地域医療支援病院承認申請概要書の 1 ページをご覧ください。公立西知多総合病院は診療科が内科を始め、31 診療科。病床数は一般 468 床であります。構造設備に関しましては、集中医療室を始めとする、地域医療支援病院に必要な条件を満たしております。

2 ページをご覧ください。紹介者に対する医療提供体制でございます。紹介率は 58.1%、逆紹介率は 88.2%となっております。資料 2-4 の承認の要件 2 の国の基準の 3 の紹介率

50%以上、逆紹介率 70%以上という要件を満たしております。

続きまして、資料 2-5 の 5 の共同利用のための体制でございますが、昨年度共同利用を行った延べ機関数は 1,279 施設で、いずれも申請者と直接関係のない医療機関であります。共同利用に係る病床の病床利用率は 10%です。また、登録医療機関の数では 180 施設で、いずれも申請者と直接関係のない医療機関であります。常時共同利用可能な病床数は 5 床確保されており、資料 2-4 の承認の要件 3 である共同利用のための体制が整備されていることを満たしております。

資料 2-5 の 3 ページをご覧ください。6 の救急医療を提供する能力でございます。承認の要件としましては資料 2-4 の承認の要件 4 となります。重症患者の受け入れに対応できる医療従事者や病床を確保し、救急救命センターなどの重症救急患者に必要な施設を設置しております。

続きまして、資料 2-5 の 3 ページ目の 7 の地域の医療従事者の資質の向上を図るための研修を行わせる能力の状況につきましては、医学、薬学などの医療に関する研修会、症例検討会などを開催しております、資料 2-4 の承認の要件 5 を満たしております。

続きまして、資料 2-5 の 4 ページ目の 8 の診療並びに病院の管理及び運営に関する諸記録の管理方法及び閲覧方法につきましては、管理責任者、管理担当者、閲覧責任者、閲覧担当者のいずれも有しており、適切な体制が整えられ、資料 2-4 の承認の要件 8 から 10 を満たしております。

資料 2-5 の 4 ページ目の 9 の委員会の構成につきましては、学識経験者 1 名、医師会等医療関係団体の代表 7 名、地域の住民代表 2 名、当該病院の関係者 5 名、その他 3 名の合計 18 名の体制で委員会が設置されております、資料 2-4 の承認の要件 11 を満たしております。

資料 2-5 の 4 ページ目の 10 の患者からの相談に適切に応じる体制、11 の居宅等における医療の提供の推進に関する支援について、体制の確保及び支援を実施しており、承認の要件を満たしております。

資料 2-5 の 5 ページ目の 12 のその他地域医療支援病院に求められる取組みでございますが、連携体制を確保するための専用の室等を設け、病院の機能に関する第三者による評価を受けるなど、必要な取組みが行われております。

以上、地域医療支援病院の承認申請に伴い、書類審査並びに現地調査を行ったところ、承認の要件を全て満たしております。公立西知多総合病院が属する知多圏域保健医療福祉推進会議において、意見を伺い、承認することとして差し支えないとご意見をいただいております。説明は以上でございます。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

(城部会長)

ありがとうございました。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑等なし )

(城部会長)

「公立西知多総合病院」を地域医療支援病院として承認して差し支えない旨を答申することとしてよろしいでしょうか。

( 「異議なし」の声 )

(城部会長)

ご異議ないようですので、「公立西知多総合病院」を地域医療支援病院として承認して差し支えない旨、答申することとします。

以上で、議題は終了いたしましたので、次に報告事項に移りたいと思います。

「総合周産期母子医療センターの指定について」、事務局から説明をお願いします。

(上田医務課主幹)

医務課主幹の上田と申します。よろしくお願ひいたします。

私から総合周産期母子医療センターの指定についてご報告をさせていただきます。失礼して着席させていただきます。

資料 3-1 をご覧ください。左上の指定病院は藤田保健衛生大学病院。指定年月日は平成 30 年 4 月 1 日でございます。資料作成年月日が平成 30 年 10 月 1 日現在でございますので、藤田保健衛生大学病院で整理させていただいております。

資料 3-1 の参考として総合周産期母子医療センターと地域周産期母子医療センターの役割について記載をしております。総合周産期母子医療センターは国の指針に基づきまして MFICU 母体胎児集中治療室、NICU 新生児集中治療管理室を備えることとされております。リスクの高い妊娠に対する医療、高度な新生児医療等の周産期医療を行う施設として、県が指定をするものでございます。

資料の右側をご覧ください。本県の周産期母子医療センターをお示しさせていただいております。県内に周産期母子医療センターの施設が 19 ございます。地図のと通りの配置状況でございます。

今回、藤田医科大学病院が地域周産期母子医療センターから総合周産期母子医療センターへ移行いたしました。右下に記載しておりますが、総合周産期母子医療センターが 7 施設、地域周産期母子医療センターが 12 施設という状況になっております。

資料をめくっていただいて、資料 3-2 をご覧ください。藤田医科大学病院の平成 30 年 4 月 1 日現在の整備状況でございます。総合周産期母子医療センターに必要な MFICU 母体胎児集中治療室を始めとする、周産期に関連する病床の整備、診療科目、設備、医師の配置などを資料に示してあります。

藤田医科大学病院につきましては、指定要件を満たしているとして、先般、平成 30 年 3 月 23 日に開催いたしました、愛知県周産期医療協議会で委員のご意見を伺いまして、全会一致で適当とお認めをいただいております。このことから平成 30 年 4 月 1 日で指定をいたしております。

以上、ご報告をさせていただきます。

(城部会長)

ただいまの報告につきまして、ご意見、ご質問はございませんか。

( 質疑等なし )

(城部会長)

ご意見ないようでしたら、報告事項について終わらせていただきます。

以上で、本日の議題及び報告事項は全て終了いたしました。

他にご発言もないようですので、最後に事務局から何かありますか。

(兼子医務課課長補佐)

本日の会議録につきましては、会議冒頭で部会長が指名されましたお二人の署名者にご署名をいただく前に、発言者の方に発言内容をご確認いただくことにしておりますので、事務局から依頼がありましたらご協力くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上でございます。

(城部会長)

それでは、本日の医療審議会 5 事業等推進部会はこれで終了いたします。ありがとうございました。